

公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与修学生 募集概要

公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与制度は、郷土の医療を支える人材の育成及び確保を図り、安定的な医療提供体制を確立するため、将来薬剤師として公立宇出津総合病院の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与するものです。

薬剤師免許を取得後、当院に修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間勤務することで、修学資金の返還を免除します。

1. 貸与対象者

学校教育法に規定する大学において薬学を履修する課程に在学する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- 大学を卒業した後、病院の薬剤師として業務に従事しようとする意思のある者であること。
- 本人又は保護者が県内に住所を有していること
- 他から同種類の修学資金等の貸与又は給付を受けていないこと。

2. 募集期間 毎年4月1日～5月15日

3. 募集人員 各年度によって募集予定人数が異なりますのでお問い合わせください

4. 貸与金額 月額10万円（年額120万円）

5. 貸与期間

貸与を決定された日の属する年度の4月から在学する大学の正規の修業年限の3月まで

6. 修学資金の返還免除

薬剤師として病院の業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは、その全額を免除します。

7. 修学資金の返還等

退学をしたときなど、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合は、修学資金を返還していただきます。なお、事由によって返還の猶予、返還債務の減免ができる場合もあります。

8. 申し込み手続き

募集期間内に、「公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与申請書（別記様式第1号）」に必要な書類を添付して、申し込みください。

提出書類

- ① 公立宇出津総合病院薬剤師修学資金貸与申請書（別記様式第1号）
- ② 大学における学業成績を証明する書類（修業年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- ③ 在学する大学の学長又は学部長の薬学生修学資金貸付者推薦書
- ④ 生計を維持する者の収入を証明する書類

※申請にあたっては、2名の連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、独立した生計を営む成年で、修学資金の貸与決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うことになります。また、申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人（父または母等）としてください。

9. 提出方法

直接持参または郵送してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土日、祝日を除く）。また、郵送の場合は、封筒に「薬剤師修学資金貸与申請書在中」と明記し、簡易書留または配達記録で郵送してください（当日消印有効）。

10. 貸付の決定

書類審査と面接の結果により貸付の適否を決定し、書面で通知します。面接の日程などは別途お知らせします。

【お問い合わせ・申込先】

公立宇出津総合病院事務局 修学資金担当

〒927-0495 石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地

電話：0768-62-1311 FAX：0768-62-3769

